

スクールバスの運行について

<児童生徒への理解と配慮>

(1) 児童生徒の理解

- ① 児童生徒の中には、情緒が不安定な者もあり、その行動には常に気を配ること。
- ② 児童生徒の中には、言葉での意思疎通が困難であったり、不得手であったりする者がいるため、児童生徒との信頼関係を築き、行動の予測や要望の理解ができるように愛情をもって接すること。
- ③ 児童生徒の中には、体調不良を訴えることが困難であったり、不得手であったりする者がいるため、普段の様子と変わりがないか様子を細かく観察すること。
- ④ 児童生徒の中には、てんかん発作をもつ者がいるため、てんかん発作についての理解やその対応について理解するとともに、適切な対応がとれるようにすること。

(2) 衛生面での配慮

- ⑤ 車内を清潔に保つこと。
- ⑥ 大小便や血液には、他の児童生徒が触れないようにすること。
- ⑦ バス内での感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）が拡大しないよう、座席の配慮や車内消毒、換気等を行うこと。

<運行業務>

- (1) 運行前点検を行う。
- (2) 車両の運転を行う。
- (3) 車両管理、運行記録等諸帳簿を作成し、学校へ提出する。
- (4) 学校行事等に伴う運行時刻の変更がないか確認をする。

<車両維持管理業務>

- (1) 燃料補給、油脂等の補給及び交換を行う。
- (2) 消耗部品の交換等の一般整備を行う。
- (3) 法定点検及び継続検査（車検）を実施する。
- (4) 車両の清掃を適宜行う。

<介助業務>

- (1) 児童生徒の乗降時の介助業務を行う。
- (2) 児童生徒が乗降する場合は、安全に順序よく乗降できるよう、ステップに立ちその補助をする。
- (3) 乗車した児童生徒を所定の座席に着席させる。（チャイルドシートの固定、安全ベルトの装着確認を含む）
- (4) 児童生徒の人数及び確実に座ったことを確認し、運転手に出発合図を送る。
- (5) 児童生徒が下車するバス停に到着したら、下車する児童生徒を乗降口まで移動させ、安全に降車させた後、保護者（送迎者）に引き継ぐ。
- (6) バス運行の安全確保に努めるとともに、必要な場合は、運転手に停車の連絡を行う。
- (7) 交通事情やその他の理由でバスが目的地に到着することが遅れる場合は、学校に連絡する。
- (8) 次のとおり、走行中の安全確保に努める。
 - ① 車内で立ったり、移動したりする児童生徒を着席させる。
 - ② シートベルトを着用させる。
 - ③ 窓から手を出さないよう、目を配る。
 - ④ 健康状態に気を配る。
- (9) パニックに陥った児童生徒をなだめる。

- (10) 簡易なけがの手当をする。
- (11) 失禁や嘔吐等の処理をする。
- (12) 児童生徒の衣服着脱の介助をする。
- (13) 児童生徒の持ち物を管理する。
- (14) 児童生徒が学校から持ち帰ったものを保護者（送迎者）に渡すこと、また、保護者から預かったものを学校に渡すこと。
- (15) 児童生徒の下車後、児童生徒の残留や忘れ物の確認をする。
- (16) 児童生徒の下車後、感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）が拡大しないよう、車内の消毒や窓の開放等による換気を行い車内の衛生管理に努める。
- (17) 次の場合、学校に連絡し、学校の指示を仰ぐ。
 - ①バス停で保護者（送迎者）がいないとき。
 - ②児童生徒がトイレを利用したいと願い出たとき。
 - ③児童生徒が体調不良を訴えたとき。
 - ④その他、不測の事態が生じたとき。
- (18) スクールバス運行日報を記録し、必要に応じて児童生徒の行動の詳細を報告する。
- (19) 介助員は常に学校と連絡がつく携帯電話を所持して乗務する。
- (20) 問題が生じた場合は、学校（担当職員等）との話し合いを行い、改善を図る。

<緊急時の対応>

業務履行中における次の各号に示す緊急事態の発生については、乗務員はその場で判断せず、速やかに状況を車両管理責任者に報告するとともに委託者に連絡し、その指示を受けて下記のような適切な対応をすること。

- (1) 交通事故が起きたとき
 - 児童生徒がけがをしていないか確認するとともに、安全確保に努め、速やかに警察及び学校に連絡する（必要に応じて救急車を要請する）。
- (2) 暴風雨雪により通行止めになったとき
 - ①安全確保に努め、速やかに学校へ連絡するとともに、気象状況や道路状況を確認する。
 - ②学校に連絡し、指示を仰ぐ（原則として、学校に戻る）。
- (3) 運行途中でバスが故障、又は破損し、運行が困難になったとき
 - ①安全確保に努め、速やかに学校へ連絡するとともに、代車の手配をする。
 - ②児童生徒を送迎後、後に文書で報告する。

なお、運行開始前にバスが故障、又は破損し、運行が困難になったときは、①に準じるものとする。
- (4) 大地震（震度5弱以上）が起きたとき
 - ①速やかにバスを安全な場所に停車させ、学校に現在地を知らせる。
 - ②運行が可能な場合は、情報収集しながら安全に気をつけて学校の指示を受けて運行する。
 - ③運行が不可能な場合は、学校の指示を受けて行動する。
- (5) 児童生徒に発作、嘔吐等の体調変化や著しい問題行動があり、乗車継続に支障がある場合、速やかに安全な場所にスクールバスを停車し、車内の安全を確認後、走行を再開すること。
- (6) 上記（1）～（5）のほか、人為災害等安全運行に支障がある場合
 - 速やかに安全な場所にスクールバスを停車し、車内の安全を確認後、走行を再開すること。